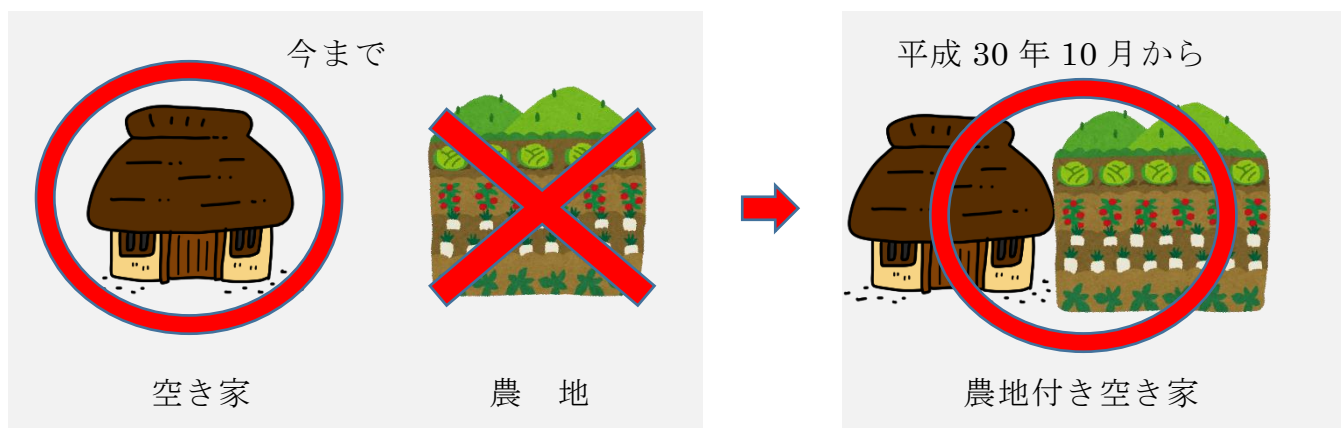


空き家と一緒に農地を売りたい方！

農地を取得する際
の下限面積を1aに
引き下げました。

買いたい方！！



添田町農業委員会は、平成30年10月より空き家に付随した農地を空き家とともに取得する場合にあって、次の条件を満たす場合に限り、農地法第3条による下限面積（別段面積）要件を1アール（100㎡）まで引き下げました。

条件：農地に付属した空き家は、「添田町空き家バンク」に登録されていること。

空き家と農地を一緒に売りたい方

- 空き家は「添田町空き家バンク」登録されていること。
- 農地は空き家に付随した農地で、空き家と農地の所有者（登記の名義）が同一であること。
- 空き家と農地については要件等がありますので、詳しくはお問合せ下さい。

空き家と農地を一緒に買いたい方

- 空き家は「添田町空き家バンク」利用登録を行い、オーナーと交渉後に要件があれば購入。
- 農地は農業委員会の許可を得て購入。
- 取得した農地は必ず耕作する事が条件となります。また、購入については要件等がありますので、詳しくはお問合せ下さい。

お問合せ先 〒824-0691 福岡県添田町大字添田 2151 番地 添田町役場
○まちづくり課（TEL0947-82-5965） ○農業委員会（TEL0947-82-1237）